

第1回小田原市文化部指定候補者選定委員会 概要

日 時 平成23年9月22日（木） 午後7時00分から午後9時10分

場 所 小田原アリーナ 小会議室

出席者 【委員】

諸星委員長（文化部長）、荒木委員、江島委員、小野委員、木村委員、高橋委員、松本委員 以上7名（敬称略）

【行政】

諸星文化部長、杉崎スポーツ課長、川口副課長、川口スポーツ振興係長、
稲毛管理係長

傍聴者 1名

※司会進行：スポーツ課長

【1 開会】

司 会

ただ今から、第1回文化部指定候補者選定委員会を開催させていただきます。

私はしばらくの間、司会進行を務めさせていただきます、小田原市スポーツ課長の杉崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の委員会は、「小田原市情報公開条例」第24条の「会議の公開」に基づき、公開することになっております。したがって、傍聴される方が入室する場合がありますので、御承知おきください。

それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、開会にあたりまして小田原市文化部長より挨拶申し上げます。

【2 あいさつ】

文化部長

皆様、こんばんは。小田原市文化部長の諸星でございます。

皆様には、大変お忙しい中、小田原市文化部指定候補者選定委員会の委員就任をご承諾いただき、また、本日の第一回委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、本市では、行政改革の一環として、地方自治法及び小田原市公の施設の指定の手続き等に関する条例に基づき、平成18年度から本年4月までに10件12施設で、施設の管理運営を民間に委ねる指定管理者制度を導入してまいりました。

そして、来年度より、これから、皆様にご審議いただきます、小田原アリーナ、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場、小峰庭球場の4つのスポーツ施設にも一括して導入することとなりました。

指定管理者制度の導入は、民間力によるサービス向上と維持管理運営経費の縮減などを目指すものでございますが、今回のスポーツ施設への制度導入につきましては、スポーツ施設の目的である生涯スポーツの推進はもとより、地域の活性化に寄与する施設となるよう、そして、地域の皆様のお役に立てる施設となるように機能していくこ

とが大切であると考えております。

皆様には忌憚のないご意見をいただき、そして、適切な候補者選定ができますよう、ご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいいたします。

【3 委員紹介】

司 会

ありがとうございました。

さて、本日お集まりいただきました皆様には、ご多忙の中、委員をお引き受けいただきありがとうございます。委員の皆様への委嘱状は、大変申し訳ございませんが卓上配布とさせていただきますので、ご了承ください。

それでは、本日初めて顔を合わせる皆様も多いかと存じますので、ご出席いただいている委員の皆様には、名簿の順に従い順次自己紹介をお願いいたします。

(委員自己紹介)

引き続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

スポーツ課 副課長の川口でございます。

同じく管理係長の稲毛でございます。

同じくスポーツ振興係長の川口でございます。

最後に私、スポーツ課長の杉崎でございます。

【4 議 題】

司 会

それでは、要綱第4条第1項により、本委員会の委員長は文化部長となっております。また、第5条第1項の規定により、委員長が議長となりますので、これより議事の進行は委員長である文化部長をお願いいたします。

議 長

改めまして、以後の議事進行につきましては、私が務めさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

議題に入ります前に、事務局から資料の確認をお願いします。

事務局

(資料説明)

議 長

それでは、議題（1）小田原市文化庁指定候補者選定委員会の設置目的及び検討内容について、事務局から説明願います。

事務局

議題1の小田原市文化庁指定候補者選定委員会の設置目的及び検討内容についてご説明申し上げますので、資料をご覧いただきたいと思います。

設置目的につきましては、文化部の所管する施設への指定管理者制度導入にあたり、

指定管理者の候補者を選定するためでございますが、この度の委員会は、本市スポーツ施設のうち、小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場、小峰庭球場の4施設を一括とし、指定管理者の候補者の選定をお願いするものでございます。

開催日程及び検討内容は項目2にございますが、選定委員会は2回の開催を予定しております。本日開催の第1回選定委員会では、制度等のご説明の後、候補者募集にあたり基本的事項を取りまとめました募集要項の所管課作成案についてご検討をいただき、募集要項を定めるものでございます。

その後、第1回選定委員会で定めました募集要項をホームページ等により公表し、候補者の募集を実施いたしますが、募集期間は9月28日から10月31日の予定でございます。

募集期間終了後の11月に第2回選定委員会の開催を予定しておりますが、その内容は、応募書類とプレゼンテーションにより応募内容の審査を行い、指定管理者の候補者を選定していただくものでございます。

その他、小田原市文化庁指定候補者選定委員会の基本的事項につきましては設置要綱をご覧ください。以上でご説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、ご質問・ご意見等をお受けいたしたいと思っております。

【 議題（1）質疑 】

小野委員 市のスポーツ施設のうち、小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場、小峰庭球場の4施設を指定管理とする理由は何か。

事務局 一つには利用者の便宜を図るためである。施設予約については現在共用システムを使っているが、施設ごとに管理者が異なると別々に予約しなければならなくなってしまう。

また、管理者側から見ると人員を有効利用できるメリットがある。効率的な運営をしてもらい、収益や利用率を高めてもらいたいと考えている。

小野委員 逆に、指定管理とならないスポーツ施設は何か。

事務局 施設使用料が無料である酒匂川スポーツ広場などをはじめ、施設用地の賃借料が発生する高田運動広場、また、種目協会や学校に積極的に運営のサポートをしてもらっている城山庭球場などについては、指定管理が適さないため外している。

(質疑終了)

議長 それでは、次の議題に移ります。

議題（２）指定管理者制度について、事務局から説明願います。

事務局

それでは私から、指定管理者制度についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、お手元の資料をご覧くださいと存じます。

指定管理者制度の概要でございますが、従来、公の施設の運営管理は自治体等が直接運営するか、その出資団体などが委託により運営することとされておりましたものを、平成15年の地方自治法の改正により、民間事業者やNPOなどの多様な団体が自治体等に代わる管理者として指定され、管理運営ができることとなったものでございます。

この制度目的は、(民間事業者やNPOなどの多様な団体の能力を活用して施設サービスの向上や管理運営費の削減を図るなど、より効果的、効率的な施設の管理運営にするものでございますが、従来の管理委託制度と指定管理者制度の違いの主なものは（２）の表のとおりでございます。基本的な違いは、管理委託制度が自治体等の管理の下、仕様で定められた業務を行うものであったのに対し、民間事業者等が条例で定められた管理業務について権限を持ち、自ら立案した事業計画等に基づき、その能力を生かした施設の管理運営を行うことができることでございます。

こうした指定管理者制度の目的に鑑み、小田原市では概ね（３）のアからエの視点により制度導入の判断を行うこととしております。具体的には、アのサービスの向上と利用促進、イの経費削減と収益率の向上、ウの施設利用の公平性・平等性の確保、エの安定した経営と同時に自主事業の展開や地域貢献など、その能力を生かした運営が可能かどうかでございます。

また、導入にあたりまして指定期間に特段の定めはございませんが、本市は3～5年としております。今回対象とするスポーツ施設につきましては、サービスの継続性や導入効果の増大を図るため5年とするものでございます。

続きまして、指定管理者の指定方法でございますが、まず導入対象施設について指定管理者の指定ができる旨の改正を行い、指定管理を行う候補者を、委員会を設置して選定いたします。選定された候補者は議会の議決を経て、正式に指定管理者として指定され、その後、協定の締結、業務の引継ぎを行い、指定管理者による管理運営の開始となります。カッコ内の月は今回のスポーツ施設への導入に関してその時期を表記したものでございます。

なお、本市における平成23年4月までの指定管理者制度の導入状況は一覧表のとおりでございます。

以上で指定管理者制度の説明を終わらせていただきます。

議長

説明が終わりましたので、ご質問等をお受けいたしたいと思っております。

【 議題（２）質疑 】

荒木委員 スポーツ施設での指定管理についてはいつ頃から話があったのか。

事務局 市の行政改革大綱である「おだわら改革宣言 2002」において、公共施設全体での導入の検討が示された。スポーツ施設についても検討をしてきたが、すでに導入された施設の状況等も踏まえ、今年度に導入を決定した。

江島委員 指定期間が5年に設定されているが、その根拠は何か。

事務局 指定期間としては5年以外にも3年や7年が一般的ではあるが、3年では利用率向上など成果が発揮できる期間としては短く、また行政からの指導による効果や、導入そのものの効果が一定期間で求められる中、7年では長いと判断している。

高橋委員 指定期間は公募してきた業者の要望も反映できるのか。

事務局 募集要項であらかじめ決められているため、変更はできない。

松本委員 小田原アリーナは現在体育協会に委託しているようであるが、委託業務としてどこまで行わせているのか。

事務局 委託業務の内容としては、受付業務をはじめとする管理業務である。施設の修繕等は市が直営で行っている。

荒木委員 施設の修繕など、これまで市が直営で行っていたものも指定管理業者が行うのか。

事務局 大規模修繕等はこれまでどおり市が行う。

江島委員 指定管理者を正式に決定するのは、この委員会となるのか。

事務局 この委員会では一定の審査基準により候補者を選定する。

小野委員 この委員会で候補者を決め、議会が最終確定をするという判断でよいのか。

事務局 そのとおりである。手続きとしては、議会の議決をもって確定することとなる。

小野委員 経営管理的な視点で施設管理を考えると小田原アリーナは設備の償却を除いても赤字である。だからこそ指定管理制度を利用し効果を出そうとしているのは分かるが、委託内容（業務内容）を変えなければ、採算がとれないのではないのか。

事務局 利用料金も条例で上限が設定されており、収益を上げるのは難しいかもしれないが、

魅力的な自主事業の開催や効率的な運営をすることで対応してもらいたいと考えている。

小野委員 一般的に経営のことを考えると施設の稼働率は8割は必要である。指定管理者が自主事業については提案してくると思うが、市としては稼働率を上げるため、これまで何か実施してきたことはあるのか。

事務局 稼働率をあげるためにこれまでもイベントや興行を行って来てはいたが、年間を通じて実施しているものではなかったため、稼働率自体は上がらなかったようである。

荒木委員 小田原アリーナでも以前、利用料金の体系を見直したことがあった。時間単位で借りられるようになったのだが、利用者から見れば非常によいことであった。

江島委員 施設の目的外使用についての対応はどうなるのか。

事務局 行政財産目的外使用許可についてはこれまでどおり市が行う。

小野委員 募集要項に従うということによろしいのか。

事務局 「小田原市スポーツ施設指定管理者募集要項」11ページにもあるとおり、施設管理許可・占用許可については市が行うこととなる。

木村委員 小田原アリーナは業者の商品展示会などを実施しているが、それは目的外使用にあたるのか。

事務局 小田原アリーナは体育施設であると同時に文化施設でもある。文化振興に寄与するイベント等については実施可能である。

議長 江島委員から目的外事業に対して質問があったが、何か想定する事業があれば教えていただきたい。

江島委員 事業としては特にない。指定管理業者の判断で何でもできるというのではなく、目的外使用については、行政の許可が必要ということが分かればそれでよい。

議長 小田原アリーナができた頃、担当課職員として関わっていたが、小田原アリーナでは大相撲やプロレスなどのスポーツを始め、サーカスなどの興行も行ってた。すべて目的外使用としてではなく、総合文化体育館内での事業として行っていた。そもそも目的外使用というのは行政財産の目的外使用に対する許可であり、例えばアリーナのエンタランスで演奏や物販を行うなど、本来の目的から外れたことを実施す

る場合に行政が許可を出すことである。

興行や物販、展示等のイベントの実施については「スポーツ及びレクリエーション並びに文化の振興を図る」という条例の趣旨から外れなければ、実施することは可能となっている。ただし、施設使用料は入場料を徴収するか否かなど、利用者の使用形態により異なってくる。

江島委員 例えば、城山陸上競技場で野外コンサートを実施する場合などの判断はどうなるのか。過去には競技場内でゴルフの打ちっ放し（練習）をしていたこともあるが、指定管理者が収益を上げるためにも許可ができるものなのか。

議 長 例えば、施設の維持管理に影響を及ぼすものなどについての許可は難しいと思うが、公の施設としての定義を逸脱するものでなければ、その実施に対する可能性は追求できると思われる。

(質疑終了)

議 長 それでは、次の議題に移ります。

議題（3）小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、テニスガーデン、城山陸上競技場、小峰庭球場の概要について、事務局から説明願います。

事務局 それでは私から、「小田原市のスポーツ施設の概要」についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、お手元の資料「小田原市のスポーツ施設の概要」をご覧くださいと存じます。

まずは、1ページをお開きください。1ページから8ページにわたりましては、小田原アリーナほか4施設について、1として、その目的を記載。2として、竣工または開放の年月、構造・規模、利用上状況、利用時間、休館・休場日を記載。3として、当該施設で開催されます主な大会を記載。3ページをお開きください。4として、利用料金を記載。5として、各施設の管理運営上の留意事項を記載いたしており、以下、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場、小峰庭球場も同様であります。

1ページにお戻りください。小田原アリーナ及び小田原テニスガーデンにつきましては、平成10年の国体の開催にあわせまして整備したのですが、小田原アリーナは約610台の駐車場、メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニングルーム、フィットネススタジオ、サウナ、大小会議室などで構成され、平成22年度の年間利用者数は276,002人でした。4ページをお開きください。テニスガーデンは砂入り人工芝の16面でうち北側8面は夜間照明がついております。5ページをお開きください。平成22年度の年間利用者数は126,007人でした。次に、6ページ、城山陸上競技場につきましては、昭和30年に竣工したもので、400mのメイントラック、サブトラック、メインスタンド、会議室及びトレーニングルームを含む管理棟などで構成され、平成22年

度の年間利用者数は 119,731 人でした。次に 8 ページをご覧ください。小峰庭球場は城山陸上競技場の南東側、相洋高校のグラウンドの道路を挟んだ北側にあり、全天候型コートが 2 面あり、平成 22 年度の年間利用者数は 4,071 人でした。

次に 9 ページをご覧ください。小峰庭球場を除く各施設は公用使用、体育協会やその加盟団体、学校などが使用する場合に利用料金の免除や減額を行っております。

次に 12 ページをご覧ください。納めていただいている使用料は原則還付しない規定となっておりますが、天候や管理者側の都合、あるいは一定の期間前にキャンセルされる場合には全額もしくは一部を還付してきております。

次に、14 ページには各施設の収入実績、減免状況、施設利用実績を記載いたしました。

次に、15 ページをご覧ください。各施設ごとの業務別の業務時間や人員体制を記載しております。

次に、16 ページから 19 ページにかけて、各施設ごとに委託契約、賃借契約の状況を記載しております。

次に、19 ページから 21 ページにかけて、各施設ごとに修繕の状況を記載しております。

次に 22 ページをご覧ください。2 指定管理料の積算資料ですが、応募いただく際の資料として、後ほど、ご説明させていただきますが、別紙として平成 22 年度の各施設の「収支決算書」を用意いたしました。

次に、VI 備品管理につきましては、テーブル何台、椅子何台などから専用器具まで詳細に記したのですが、本日は資料が膨大となりますことから添付を省略させていただきます。

次に 23 ページをご覧ください。その他の関連スポーツ施設の利用者実績や収入実績を記載いたしました。なお、収入がない施設は無料施設となります。

次に別紙の各施設の収支決算書をご覧ください。小田原アリーナをご覧ください。収入は施設使用料 4,640 万円ほか、合計 4,833 万円で、主な支出としては光熱水費 3,819 万円を含む需用費が 4,169 万円、受付等施設管理業務、設備運転保守業務、清掃業務などの委託料として、7,831 万円などで、合計 1 億 2,077 万円となります。以下、他の施設の説明は割愛させていただきます。なお、平成 22 年度の単年度ではテニスガーデン、小峰庭球場が歳出を歳入が上回っております。

以上をもちまして、小田原市のスポーツ施設の概要についてご説明を終わらせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、ご質問等あればお願いいたします。

【 議題（3）質疑 】

小野委員 城山陸上競技場は、駐車場は何台とめられるのか。

事務局 場内に50台駐車可能な舗装駐車場がある。また、城山庭球場との間に臨時駐車場がある。

小野委員 城山陸上競技場利用者の現地までの主な交通手段は何か。小中学生は大会などで歩いて来るのか。
一般的な施設では、駐車台数の限界が施設入場者の上限というイメージがある。指定管理者にとっても同じことが言えると考えるが、城山陸上競技場は駐車場を拡げる余地はあるのか。

事務局 小中学生は駅から歩く場合が多い。また、駐車場を拡幅することは難しい。大会利用者にはあらかじめ駐車台数が限られていることは伝えている。

高橋委員 近隣の競技場に比べ、城山陸上競技場は駅から地理的な距離は近い。ただし、高低差があるので、多少時間はかかるが、基本的には皆さん歩いて来場している場合が多い。

(質疑終了)

議長 それでは、次の議題に移ります。
議題（4）指定管理者募集要項等について、事務局から説明願います。

事務局 それでは、「小田原市スポーツ施設指定管理者募集要項」についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、お手元の資料をご覧くださいと存じます。
この要項は、1に表示しました対象施設について指定管理者制度を導入するにあたり、基本的な事項を定めたものでございます。
1ページの項番2は指定管理者が施設を管理運営する際に守っていただく方針でございますが、適切な維持管理、利便性の向上、公平・平等な利用の確保、利用者ニーズの反映や利用促進、危機管理体制や個人情報保護などに留意した運営することとしたものでございます。
項番3の指定管理者が行う管理の基準につきましては、個人情報保護や情報公開も含めた法令等の遵守、施設や備品の適切な維持管理、環境への負荷を軽減に努めること、及び事業計画や年度協定に基づいた管理を行うことを基準として規定したものでございます。
2ページをお開きください。項番4の管理業務につきましては、施設利用全般に関する業務及び施設の安全性の確保、災害発生時の避難者対応、自主事業の実施、事業実施状況の報告などを主な業務を示したものでございます。詳細につきましては、別冊となっております「小田原市スポーツ施設管理運営業務仕様書」に掲載してございます。
続きまして、3ページをご覧ください。項番7の指定管理に係る経費につきましては、施設の利用料金を指定管理者の収入とし、その収入以外に管理運営に必要とする額に

ついて、市と指定管理者で協議し、協定書に定めて年度毎に支払うものでございます。なお、応募者が経費算定の提案をするにあたりましては、別紙のとおり、各施設の平成22年度の収支決算書を提示するものでございます。

項番8の市及び指定管理者の業務区分・リスク分担につきましては、11ページから13ページにございます別表1及び2をご覧ください。基本的な施設の運営管理業務につきましては指定管理者、通常の維持管理でない施設の改修整備や法令等の変更への対応、大規模な災害等への対応などにつきましては市がその任にあたるものでございます。

4ページをお開きください。項番9の指定管理者が指定期間中に設置した施設等の帰属でございますが、指定管理者が利便性の向上等のために自主的に設置した施設設備等につきまして、原則として、その所有を市とするものでございます。

項番10の応募資格につきましては、利害関係者の関与等を排除するとともに、施設の管理運営を安定して適切に行うために、応募者の資格要件を定めたものでございます。

項番11から13までは、応募に際して開催する説明会や申請手続きについて規定したものでございます。

7ページをご覧ください。項番14から16につきましては、先ほど選定委員会の設置目的及び検討内容でご説明申し上げた内容と同様のものでございます。

8ページをお開きください。項番18の選定結果でございますが、委員の皆様を選定していただきました結果は全申請者に通知するとともに、市のホームページで公表することとしたものでございます。

項番20のスケジュールにつきましては、本日の選定委員会以降、指定管理者による施設の運営管理業務開始に至るまでの、募集要項各項目にお示しした指定管理者指定手続きの日程を取りまとめて載せたものでございます。

9ページをご覧ください。項番21から23につきましては、指定管理者に対する市の指導監督及び運営管理継続等に関するトラブルへの対応について定めたものでございます。

14ページをお開きください。第2回選定委員会での申請者のプレゼンテーション実施時に委員の皆様を選定審査していただく際の採点基準表でございます。こちらの基準表の左側にあります選定基準は管理運営方針等に則ったものとなっております。

以上で小田原市スポーツ施設指定管理者募集要項の説明を終わらせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、ご質問・ご意見等があればお願いいたします。

【 議題（4）質疑 】

小野委員 施設利用率を上げたり、合理的な運営を行うなどして、施設管理の効率性を高めていくことが指定管理者には求められると思うが、募集要項の中にそのような表現はある

のか。

- 事務局 募集要項の「2 管理運営方針」の中に、「自主事業の実施等により施設の利用を促進すること」と明記してある。また、指定管理の基準として、「年度協定や事業計画書に従い管理運営を行うこと」としており、指定管理者と協議する場や市として指導する場も設けている。
- 江島委員 募集要項の「7 指定管理業務に係る経費」にある「利用料金」は、例えば広告料なども考えられるのか。
- 議長 利用者が実施する事業により享受する広告料、指定管理者が自主事業を行うことにより享受する広告料などが考えられるが、事務局としては何か想定はあるのか。
- 事務局 募集要項の「7 指定管理業務に係る経費」にある「利用料金」は、いわゆる施設の利用料金を想定している。広告料については、その都度協議が必要なものとする。
- 荒木委員 イベント料金というものはあるのか。
- 事務局 イベント料金という名目はない。利用者が入場料を徴収するなど、使用形態により利用料金の単価が変わってくる。
- 江島委員 指定管理者が自ら行う事業は、何でもできるのか。
- 事務局 営利目的のみでは難しい。スポーツ、レクリエーションや文化の振興を図ることが大前提である。
- 荒木委員 年間利用にも集中する月とそうでない月がある。夏は比較的空いているが、そのように空いている時期をいかに生かすが課題となると思われる。
- 事務局 市としても年間を通して継続的に利用してもらえようアイデアを出してもらいたいと思っており、選定基準の「利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上」の中で、利用促進を図るための具体的な手法について審査項目を設けている。
- 小野委員 募集要項にある事業計画書は何年間の事業計画を提出するのか。また、話は少し変わるが、マット運動はアリーナで実施できるのか。いわゆる「お受験」の中にマット運動などの体操種目を試験に取り入れている学校もあり、今後、そのような面も指定管理者の自主事業として可能性が持てるのかということで質問をさせていただく。
- 事務局 事業計画書は5年間を通じたものを提出していただく。また、マット運動を含めた体

操については、すでに体育協会のスポーツ教室でも実施しており、小田原アリーナで実施可能である。

議 長 他に質問はないか。募集要項は非常に大切なものなので、事務局の説明が足りない部分などがあれば、何なりとご質問をしていただきたい。

松本委員 候補者としてプレゼンテーションをする場合、様式は決まっているのか。

事務局 募集要項の中に「28 指定申請に要する書類」として、申請書や事業計画書、収支予算書などの様式はある。

議 長 事務局に確認したいが、提出書類は決まっているのか。また、候補者がプレゼンテーションするに当たり、時間等の制約はあるのか

事務局 提出書類については、様式で定められているものもあるが、プレゼンテーション用の資料など、義務付けられていないものについては明記されていないので、公募する際には明記できるよう対応をする。なお、プレゼンテーションの時間については、15分程度が標準的な時間であると考えている。

小野委員 審査場所はどこか。また、プレゼンテーションをするに当たり、パワーポイント等の使用は可能なのか。

事務局 審査会場は本日と同じこの会議室を予定している。パワーポイント等の使用については、あくまでも補助的な使用なら問題ないとする。

小野委員 事業計画書の中でも「6 サービスの向上及び利用促進について」や「7 その他運営にあたっての事業提案等」という部分はプレゼンテーションの見せ所と思われる。パワーポイント等の使用については、紙ベースの提出書類の抜粋、あるいは要約なら認めてあげてよいと思う。

議 長 皆さんの意見をまとめさせていただくが、提出書類の基本は紙ベースとなるが、内容を逸脱しない範囲で補助的にパワーポイント等が使われることについては認めるという方向でよろしいか。

委員全員 了承

江島委員 募集要項8ページにある「申請者が多数の場合は、提出書類等により事前審査を行い…」とあるが、事前審査は誰が行うのか。

事務局 プレゼンテーションの件数としては5、6社を想定している。それを超えた場合、事務局において事前審査をさせていただくが、結果については委員の皆さんにも伝えさせていただく。

小野委員 想定として、20社を超えるような募集は考えているのか。

議長 今回のスポーツ関係の4施設の指定管理は、単独の企業で実施するには事業規模が大きいのと思われる。JV等共同体での募集が多くなるはずであり、最終的には事前審査をするほどの数にはならないと思われる。

荒木委員 募集業者は市外もあり得るのか。

事務局 市内に限定してはいないので、市外もあり得る。

議長 皆さんから様々な意見をいただいたが、募集要項自体について、何か修正箇所等があればご意見をいただきたい。

委員全員 特になし

議長 それでは「小田原市スポーツ施設指定管理者募集要項」について、改めて確認させていただくが、今回示した事務局案でよろしいか。

委員全員 異議なし

議長 それでは、異議がないようなので、募集要項については事務局作成案とさせていただく。

議長 最後に（5）その他 ですが、事務局から何かございますか。

事務局 その他といたしましては、次回の日程でございます。事務局といたしましては、委員の方にはお勤めの方もいらっしゃいますので、お休みの日で恐縮でございますが、11月12日（土）13時30分開始を考えておりますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

議長 ただいま、事務局から日程が示されましたが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

委員全員 了承

議長 それでは次回の日程は11月12日とさせていただきます。詳しくは改めて通知いた

します。 以上を持ちまして、予定しておりました議題は終了いたしました。
円滑な進行にご協力いただき誠にありがとうございました。

司 会 本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。